

決議案 第 号

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議

ロシア軍は2月24日、ウクライナに侵攻した。

これは、ウクライナの主権と領土の明確な侵害で、国連憲章の原則に反するとともに、関係国の平和を求める努力を踏みにじる行為である。G7では、深刻な国際法違反であり、国際秩序に対する深刻な脅威であるとして強い非難を表明した。

兵庫県議会は、国際間の法秩序と対話による世界平和の実現を希求し、政府においては、国際社会とも連携し、あらゆる外交努力によって、ロシアのウクライナからの無条件即時撤退と原状回復に全力を尽くすことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年 月 日

兵 庫 県 議 会